

山梨県公報

第二千四百二十四号

平成二十六年

六月十六日

月曜日

目次

- 道路の区域変更(二件)……………三四五
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………三四五
- 農地中間管理機構の事業規程の承認……………三四六

告示

山梨県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年七月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市石和町井戸字豊岡五三四番の二地先から 笛吹市石和町砂原字青木一九七番の二地先まで	二・〇〃	四・一	二・〇〃 四・一	一七五・〇
	二・〇〃	二・〇〃		

山梨県告示第百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く)において、この告示の日から平成二十六年七月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲府市小瀬町字北屋敷三九五番の六地先から 甲府市小瀬町字北屋敷三八一番の三地先まで	六・〇〃 六・五	八・五〃 九・二	六・〇〃 六・五	一三三〇・〇
	一三三〇・〇	一三三〇・〇		

山梨県告示第百八十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日 平成二十六年六月十六日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市浅原字覚頭三百九十七番一
- 三 指定道路の幅員 最大幅員六・〇メートル、最小幅員六・〇一メートル
- 四 指定道路の延長 六三・七八メートル

公 告

● 農地中間管理機構の事業規程の承認

農地中間管理機構の事業規程について、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の承認を行ったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十六年六月十六日

山梨県知事

横 内 正 明

- 一 承認に係る事業の種類 法第七条各号に掲げる事業
- 二 承認年月日 平成二十六年五月二十六日